

令和2年度電気事故について

那覇産業保安監督事務所保安監督課
令和3年4月30日

1. はじめに

電気事故は、電気関係報告規則に基づき報告が義務づけられており、保安行政の適格な処置を施行するにあたって欠くことのできない報告です。また、その電気事故の実態をお知らせし、電気事故の再発防止に役立てていただくために、令和2年度に沖縄管内で発生し報告のあった電気事故についてその概要を次のとおりまとめました。

令和2年度の電気事故総件数は3件で、前年度と比較して2件の増加となりました。（第1表参照）
自家用電気工作物からの波及事故は1件発生しております。（第2表参照）

第1表 発電設備以外の電気事故件数の推移

事故の種類 \ 年度	H23	H24	H25	H26	H27	H28	H29	H30	R1	R2
感電死傷事故	1 (1)	2 (0)	2 (0)	0 (0)	0 (0)	3 (0)	2 (0)	1 (0)	0 (0)	1 (1)
電気火災事故	0	0	0	1	0	0	0	0	0	0
主要電気工作物の破損事故	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
供給支障事故	0	0	0	0	0	1	0	0	0	1
電気工作物の欠陥等による物損事故	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
電気事業者間の波及事故	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
自家用電気工作物からの波及事故	2	9	4	8	4	7	4	1	1	1
計	3	11	6	9	4	11	6	2	1	3

注) () 内は死亡者数。1件の事故で複数の事故の種類がある場合は、それぞれに計上されている。

第2表 令和2年度電気工作物の種類別事故件数（発電設備以外）

事故の種類 \ 区分	電気事業の用に供する電気工作物	自家用電気工作物	計
感電死傷事故	1 (0)	0 (0)	1 (0)
電気火災事故	0 (0)	0 (0)	0 (0)
主要電気工作物の破損事故	0 (0)	0 (0)	0 (0)
供給支障事故	1 (0)	—	1 (0)
電気工作物の欠陥等による物損事故	0 (0)	0 (0)	0 (0)
電気事業者間の波及事故	0 (0)	—	0 (0)
自家用電気工作物からの波及事故	—	1 (1)	1 (1)
計	2 (0)	1 (1)	3 (1)

注) () 内は前年度の件数。1件の事故で複数の事故の種類がある場合は、それぞれに計上されている。

2. 電気事故の概要、原因、再発防止対策

(1) 感電死傷事故

令和2年度に発生した感電死傷事故は1件あり、死亡事故となっています。

高所での工事現場の足場と高圧電線路が接近しており、工事作業者が高圧電線路に接触感電した事故です。

高圧電線路近傍で工事等の作業を行う場合は、細心の注意を払い、接触感電すると最悪の場合死に至ることを認識することが大切です。作業者を監督する立場の方が、危険の周知等を行うようにお願いします。

また、電線路を管理する電力会社では、電線路の近くで作業を行う作業者の安全確保のため、防護管の取り付け申込を受け付けています。事前に相談を行うようにお願いします。

(2) 波及事故

令和2年度に発生した波及事故は1件で、前年度と比較して同数となりました。

波及事故は、事故を発生させた事業場だけでなく付近一帯の需要家も停電させることになりますので、社会的影響も大きいことを十分認識し、日頃の保守点検を入念に行い、設備を正常な状態に維持・運用することが重要です。

(参考事例)

①塩害によるP A Sの劣化による波及事故

塩害によりP A Sが機能不全となり、短絡したことによる。

②高圧ケーブルの経年劣化による波及事故

高圧ケーブルの経年劣化により、地絡したことによる。

③継電器の故障による波及事故

継電器が雷により故障しており、構内事故を遮断できないことによる。

3. おわりに

以上、令和2年度に報告のあった電気事故の概要をとりまとめましたので、今後の電気保安業務の参考としていただければ幸いです。

電気工作物を設置する者は、「電気設備の技術基準」に適合するよう電気工作物を設置し、維持しなければならないこととなっており、その基本原則の中には感電、火災等の防止などが定められています。

また、人為的な事故を起こさないため、停電時間を確保した上での作業や、充電部がある場合には防護措置を施すことはもとより、危険予知、作業手順及び作業方法の徹底等を行い、電気事故防止に努めていただきたいところであります。

皆様の日頃からの努力の積み重ねによって、一層電気事故が減少することを期待します。